

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対する意見

2013年(平成25年)9月17日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久

第1 意見の趣旨

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に強く反対する。

第2 意見の理由

1 知る権利、報道の自由の侵害

表現の自由は、情報の自由な流れを確保する権利であり、さまざまな事実、思想等について情報を発し又は受けることは個人の自立及び人格発展のために不可欠であるという観点からのみでなく、民主的政治過程の維持にとって不可欠であるという観点から、最重要の優越的地位にある基本的人権であると考えられている。

すなわち、国民主権の原理に基づく民主主義のもとでは、国民が政府の政策や活動について自由に情報を入手し、その情報に基づく議論を通じて合意形成を図ることが不可欠である。政府が保有する情報は、国政を信託した主権者である国民に帰属するものであって、国民は、表現の自由の一環として、政府に対し情報開示を求める権利(知る権利)を有しているのである。

政府が平成25年9月3日公表した「特定秘密の保護に関する法律案の概要」(以下、「本法案」という。)は、政府が重要な情報を隠すことを可能とするものであり、国民の知る権利を侵害するものであつ

て、国民主権の基礎を危うくする。

また、報道機関による事実の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであり、報道の前提として不可欠である取材の自由もまた、表現の自由の一環として憲法上保障されている。

本法案は、取材活動に対し、曖昧かつ広範囲な処罰をもって臨むものであり、報道機関は、処罰を回避するため取材活動を自己抑制せざるを得なくなり、萎縮的效果を受けることになる。

現代社会において、主権者たる国民が公共的な事柄に関する情報を得て国政に対する監視を行う上で、報道機関による報道は、不可欠の役割を果たしている。本法案は、報道の自由を著しく脅かし、国民の「知る権利」の充足を妨げて、国民の国政への参加を妨げる結果をもたらすものである。

2 立法事実の不存在

そもそも、政府や地方公共団体が保有する情報の中に、秘密として保護すべき情報が存在するとしても、それらは、現行法である国家公務員法、自衛隊法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法）等によって対処することが可能であり、秘密保全体制という一般法を制定すべき必要性は、何ら論証されていない。

「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が、平成23年8月8日に発表した「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」において、主要な情報漏えい事件として指摘された8件のうち、5件（ボガチョンコフ事件、シェルコノゴフ事件、国防協会事件、イービスシステムに係る情報漏えい事件、中国潜水艦の動向に係る情報漏えい事案）については、2001年10月に改正された自衛隊法によって現行法制度のもとでも厳しい秘密保全体制が確保さ

れている。また、その余の3件のうち、「国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案」は捜査中とされ、また「内閣情報調査室員による情報漏えい事件」と「尖閣沖漁船衝突事件に係る事案」は、いずれも国家公務員法違反に問われたものの起訴猶予になっており、本法案をもって秘密漏えいの罪を重罰化すべき具体的根拠は皆無であると言わざるを得ない。

民主主義社会においては、情報公開が原則で、秘密保全是例外的な事態である。

ところが、わが国においては、政府による情報公開は不十分であり、むしろ重要な情報の隠蔽秘匿が後を絶たない。

たとえば、東京電力福島第一原子力発電所の事故にあたって、原子炉が炉心溶融を起こしており、放射性物質が広範にまき散らされる危険があるという事実や、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の放射能拡散予測情報は、その情報を政府が得ていたにもかかわらず、国民には知らされなかった。

また、古くは、関東大震災発生時に当時の日本軍が治安維持ないし国の安全保障などを理由として戒厳令とともに報道管制を引いたため、震災の全体被害や国民の悲惨な被害の実態が長く明らかにされず被災者救援などに大きな障害となるなど、秘密規制の濫用の事例もあった。

あるいは、沖縄返還にあたっての米軍用地原状回復費に関する密約問題に関して、情報を漏えいしたとされる事務官と毎日新聞の西山記者が国家公務員法違反により昭和53年に有罪判決を受けたところ、この件に関し、政府は一貫して密約の存在を否定してきたものの、アメリカの外交文書公開により、現在では密約の存在が明らかとなっている。

このように、必要な情報すら公開されない現状において、本法案により情報隠匿を公然と行おうとするのでは、本末転倒である。

3 「特定秘密」の曖昧さと無限定な拡大の危険

本法案においては、行政機関の長が、別表に該当する、防衛に関する事項、外交に関する事項、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、テロ活動防止に関する事項（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを、「特定秘密」として指定するとされている。

しかし、別表においては、当該分野に係る情報が網羅的に列挙されており、何ら限定の機能を果たしていない。これらは極めて広範な事項を含み、政府が持つ重要な情報のうちほとんどのものが含まれる可能性がある。

しかも、本法案において、特定秘密に指定するか否かを判断する権限は、特定秘密の作成・取得の主体である各行政機関に与えられており、恣意的な指定がなされることに歯止めがない。そもそも、「特定秘密」の指定とその理由自体も秘密とされるものであり、「特定秘密」の指定の適否を第三者機関がチェックする仕組みが用意されていない以上、特定秘密の範囲は行政機関の判断により無限定に拡大する危険が高い。時の権力者によって、自らにとって不利益な情報が隠蔽され、権力側に都合の良い情報のみが公開されるなど、恣意的な運用がなされる危険性が大きいのである。

4 適性評価の名のもとでの国民監視

本法案においては、特定秘密を扱う者の人的管理として、適性評価制度が導入されることとされているが、その評価の対象となる者は、行政機関の職員（公務員）に限定されず、国の行政機関からの委託に

より秘密情報を取り扱う契約業者の役職員（民間人）にまで及んでおり、その範囲は極めて広い。

また、評価項目も、思想・信条にかかわるものを含む広範なものであり、対象者・関係者のプライバシーを侵害し、思想・信条による差別を招くことが避けられない。また、このような適性評価を通じて、国民一人ひとりの身辺調査が合法化されることになり、全般的な国民監視のシステムが作出され国民一般の日常生活が監視下におかれる危険性がある。調査の実施主体には各都道府県警察本部長が含まれており、警察による個人や団体の私的活動に対する過度の介入も危惧される。

5 処罰範囲の無限定さ

本法案によれば、「特定秘密」を漏えいした者には刑罰が科せられるが、そもそも「特定秘密」の要件自体が、過度に広範かつ不明確であるから、処罰範囲は明確となっていない。

また、「その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為」との構成要件により、特定秘密取得行為が処罰対象とされているが、このような構成要件は極めて曖昧であって実行行為の類型が特定されていない。

誰のどういう行為が刑罰の対象になるのかを、事前に正確に予測することは、不可能であり、罪刑法定主義に反する。

秘密漏えい罪の対象者には、公務員だけでなく業務委託を受けた民間事業者や従業員が含まれる。故意の漏えい行為だけでなく、過失犯も処罰されるなど、処罰対象も広範である。漏えいの過失犯も処罰対象とすることから、誤って他人に情報を漏らしてしまった場合や管理不十分で他人に情報を知られてしまった場合など、不注意による場合にも重い刑事罰にさらされることになる。

本法案では、未遂が処罰されることとなっている。結果が実現しなかったにもかかわらず処罰がなされるのは例外的な場合であって、限定的に解されなければならないはずである。

さらに、本法案では、特定秘密の漏えい・取得に関して、共謀、教唆又は煽動を処罰対象とするとされている。これらは実行行為が行われていない段階での処罰を可能とするものであり、漏えいが実行されなくとも、あるいは特定秘密の保有者の管理を害する行為がなされなくとも、そのような行動を呼びかけたり、相談に加わったりしただけで処罰されることになる。

国民の知る権利に応じて取材報道活動に従事する報道関係者の通常の取材活動は、特定秘密取得行為やその教唆・煽動罪に該当するとして逮捕・捜索の対象とされるおそれがある。たとえば、取材のために取材対象者の自宅を訪ねることは、特別秘密の管理場所への侵入の未遂行為、取材対象者へインタビュー要請をすることは特定秘密の漏えいの教唆又は煽動として処罰対象になると考えられる。

また、特定秘密に該当する事実の開示を求める市民運動は、特定秘密の漏えいの共謀又は煽動として、広く処罰の対象となる可能性がある。

本法案による処罰規定は、極めて広範かつ曖昧であり、政府に情報公開を求める報道機関による取材活動及び国民の要求・運動を刑事罰をもって封じ込めることを可能とするものであり、知る権利及び報道の自由を奪い去るものである。

6 結論

本法案は、政府による情報の不開示・隠匿を正当化するものであって、曖昧不明確な処罰規定をもって、国民の国政に関する知る権利及びこれに奉仕する報道の自由を抑圧する危険性が高く、また、適性評

働制度の名のもとに国民一般の日常生活が監視下におかれることが
危惧されるものであり、国民主権のもとでの民主政治にはなじまない。
本法案は百害あって一利なしであり、兵庫県弁護士会は、本法案に強
く反対する。

以 上